

平成24年10月 4日開会

平成24年10月29日閉会

平成24年10月

志太広域事務組合議会定例会

会議録

志太広域事務組合議会

平成24年10月志太広域事務組合議会定例会会議録目次

会期及び会期中日程 1

1日目（10月4日木曜日）

1. 出席議員 3
2. 出席説明員 4
3. 職務のため出席した職員 4
4. 議事日程（第1日目） 5
5. 開会、開議 6
6. 会議録署名議員の指名 6
7. 諸般の報告 6
8. 日程第1 会期の決定 6
9. 日程第2 認第1号及び認第2号 7
 (1) 提案理由の説明 7
10. 散会 8

2日目（10月29日月曜日）

1. 出席議員 9
2. 出席説明員 10
3. 職務のため出席した職員 10
4. 議事日程（第2日目） 11
5. 開議 12
6. 日程第1 一般質問 12
 (1) 6番（池谷 潔議員） 12
 ・中部看護専門学校看護師養成定員について
 (2) 14番（片野伸男議員） 19
 ・計画中のクリーンセンターについて

(3) 1番 (石井通春議員)	26
・新クリーンセンターの環境アセスメントについて	
7. 日程第2 認第1号及び認第2号の2議案一括上程	33
(1) 質疑	33
認第1号に対する質疑	
1番 (石井通春議員)	33
(2) 討論	37
認第1号に対する討論	
1番 (石井通春議員) 反対	37
3番 (石田善秋議員) 賛成	38
(3) 採決	39
認第1号 (賛成多数・可決)	39
認第2号 (賛成総員・可決)	39
8. 閉議・閉会	39

付録

1. 一般質問及び質問要旨	41
2. 質疑者及び質疑要旨	44

平成24年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期 10月4日（木）から10月29日（月）までの26日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月4日	木	本会議第1日目 開会・開議、会期決定、議案上程、提案理由説明、散会 ○議会運営協議会（午前9時20分） ○議員全員協議会（午前9時40分） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月5日	金	休会
10月6日	土	休日
10月7日	日	休日
10月8日	月	体育の日・休日
10月9日	火	休会
10月10日	水	休会（一般質問・質疑通告期限：午後1時）
10月11日	木	休会
10月12日	金	休会
10月13日	土	休日
10月14日	日	休日
10月15日	月	休会
10月16日	火	休会
10月17日	水	休会
10月18日	木	休会
10月19日	金	休会
10月20日	土	休日
10月21日	日	休日
10月22日	月	休会

10月23日	火	休会
10月24日	水	休会
10月25日	木	休会
10月26日	金	休会
10月27日	土	休日
10月28日	日	休日
10月29日	月	本会議第2日目 開議、一般質問、議案上程、質疑、討論、採決、閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分） ○議員全員協議会（午前9時40分）

10月4日（木曜日）

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
2番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
3番	石田善秋	議員	(焼津市議会議員)
4番	加藤與志男	議員	(焼津市議会議員)
5番	臼井郁夫	議員	(藤枝市議会議員)
6番	池谷潔	議員	(藤枝市議会議員)
7番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
8番	松本修藏	議員	(焼津市議会議員)
9番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
10番	水野明	議員	(藤枝市議会議員)
11番	太田浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
12番	鈴木正志	議員	(焼津市議会議員)
13番	仔正義	議員	(藤枝市議会議員)
14番	片野伸男	議員	(焼津市議会議員)
15番	押尾完治	議員	(焼津市議会議員)
16番	渡辺恭男	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	清 水 泰	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	梶 原 重 光	

監 査 委 員	鈴 木 正 和	
---------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	森 田 博 己	(藤枝市議会事務局 長)
書 記	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局 次長)
書 記	小 西 裕 充	(藤枝市議会事務局 主幹兼庶務担当係長)
書 記	小 川 聡	(藤枝市議会事務局 主幹兼議事担当係長)
書 記	渡 邊 剛	(藤枝市議会事務局 議会改革担当係長)
書 記	笛 田 紀 子	(藤枝市議会事務局 主任主査)
書 記	金 田 優 子	(藤枝市議会事務局 主任主査)
書 記	相 馬 孝 正	(藤枝市議会事務局 主査)

平成24年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成24年10月4日（木）午前10時00分開議

場所／藤枝市議会議場

開会、開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

- ・ 管理者提出議案の受理について
- ・ 例月出納検査結果報告の受理について

第1 会期の決定

第2 認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開会

○議長（渡辺恭男議員） ただいまから平成24年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番 臼井郁夫議員、10番 水野明議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（森田博己） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 書記長。

○書記長（森田博己） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から平成23年度例月出納検査結果報告書平成24年5月分、平成24年度例月出納検査結果報告書5月分、6月分、7月分の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

○議長（渡辺恭男議員） 監査委員から報告のありました例月出納検査結果報告の一覧及び報告書の写しをお手元に配付してありますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- | | | | |
|---|----------|----------|--------------------------|
| 1 | 志太広域監第3号 | 平成24年5月分 | 例月出納検査結果報告書
(平成23年度分) |
| | | 平成24年5月分 | 例月出納検査結果報告書
(平成24年度分) |
| 2 | 志太広域監第5号 | 平成24年6月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 3 | 志太広域監第7号 | 平成24年7月分 | 例月出納検査結果報告書 |

○議長（渡辺恭男議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を別紙日程表のとおり本日から10月29日までの26日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺恭男議員) 異議なしと認めます。

したがって、会期は26日間に決定いたしました。

日程第2、認第1号及び認第2号、以上2件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(渡辺恭男議員) 管理者。

○管理者(北村正平) おはようございます。

ただいま上程されました認第1号及び認第2号の2議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

今定例会は、平成23年度の決算を中心として御審議をいただくものでございます。

認第1号及び認第2号につきましては、平成23年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

それでは、まず認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、2市の住民にとって欠くことのできないごみ処理など、多くの事業を安全第一に着実に実施しているところでございます。特に各施設の運営につきましては、地元の皆様の御理解、御協力をいただきながら、安全で安定した運転管理に努めてまいりました。

また、事業執行における財源の根幹は、2市の分担金であることを認識いたしまして、常に経費節減に心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が22億4,871万6,405円、歳出決算額は21億3,922万4,746円となり、前年度と比較しますと、歳入は9.3%、歳出は8.4%、それぞれ減となりました。

次に、認第2号 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

平成23年度の卒業生38人におきましては、全員が看護師国家試験に合格し、平成21

年度から3年連続して、おかげさまで合格率100%という成果を上げることができました。

学校運営においては、地域医療に貢献できる人材育成を目指し、看護実践能力とコミュニケーション能力の強化を図り、魅力ある学校づくりに努めてまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が1億9,050万5,875円、歳出決算額は1億8,321万187円となり、前年度と比較しますと、歳入は1.4%、歳出は0.9%、それぞれ減となりました。

以上が、平成23年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。

詳細につきましては、平成23年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに、監査委員の審査意見書を付してありますので、よろしくお願いたします。

以上、2議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（渡辺恭男議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

再開の日時をお知らせいたします。10月29日午前10時開議です。

本日はこれで散会いたします。

午前10時05分散会

10月29日（月曜日）

○出席議員（16人）

1 番	石 井 通 春	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
4 番	加 藤 與志男	議員	(焼津市議会議員)
5 番	臼 井 郁 夫	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	池 谷 潔	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
8 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
9 番	植 田 裕 明	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
12 番	鈴 木 正 志	議員	(焼津市議会議員)
13 番	仔 正 義	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	片 野 伸 男	議員	(焼津市議会議員)
15 番	押 尾 完 治	議員	(焼津市議会議員)
16 番	渡 辺 恭 男	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	清 水 泰	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	梶 原 重 光	

監査委員	鈴 木 正 和	
------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	森 田 博 己	(藤枝市議会事務局長)
書 記	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	小 西 裕 充	(藤枝市議会事務局主幹兼庶務担当係長)
書 記	小 川 聡	(藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長)
書 記	渡 邊 剛	(藤枝市議会事務局議会改革担当係長)
書 記	笛 田 紀 子	(藤枝市議会事務局主任主査)
書 記	金 田 優 子	(藤枝市議会事務局主任主査)
書 記	相 馬 孝 正	(藤枝市議会事務局主査)

平成24年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成24年10月29日（月）午前10時開議

場所／藤枝市議会議場

第1 一般質問

第2 認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算
認定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前9時58分開議

○議長（渡辺恭男議員） 定刻ちょっと前でございますけれども、これから本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（森田博己） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 書記長。

○書記長（森田博己） 御報告いたします。

池谷議員ほか2名からそれぞれ提出されました一般質問の通告を受理いたしました。

以上です。

○議長（渡辺恭男議員） 日程第1、一般質問を行います。

順に発言を許します。

6番、池谷潔議員。

○6番（池谷 潔議員） 6番。

○議長（渡辺恭男議員） 6番、池谷潔議員、登壇を求めます。

（登 壇）

○6番（池谷 潔議員） おはようございます。

それでは、通告いたしてあります1項目について質問をさせていただきます。

まず、中部看護専門学校の看護師養成定員についての質問でございます。

最初に、きょうの私の質問は、中部看護専門学校の現状と、志太広域事務組合議会での質問になじまない部分があるということは十分承知しながらも、やはり今の医療現場に携わるスタッフの充足状況を少しでも改善できないかという思いがあって、発言をさせていただきます。

日本は本格的な高齢化社会を迎え、全国的に医師・看護師不足が深刻化しており、約7割の病院が看護師不足と回答があったアンケートを拝見し、医療機関においては医師、看護師の人員を確保することが急務で、懸命になっており、厚生労働省によりますと、2011年、平成23年でございますが、全国で5万6,000人の看護師が不足しているという報告も伺っています。

また、2011年では新卒看護師と再就職者数は約12万人となっておりますが、退職者数は14万4,600人で、退職者数が上回っており、看護師不足が解消されるまでは、まだまだ時間がかかりそうだと想定しております。

私たちにとって、地域医療の充実は行政の大きな課題となっており、とりわけ医師不足や看護師不足は社会問題化し、需要はますます増加されているにもかかわらず、育成について十分な状況が形成されていないと判断せざるを得ない中で、問題を解消するためには人材確保や養成は避けて通れない喫緊の課題で、中部看護専門学校の役割も重要になっていると思います。

全国の都道府県別の看護職員数データで、人口10万人当たりの就業看護師数は全国平均で744人、静岡県では688.1人で、何と全国42番目でございます。その後には東京、茨城、千葉、神奈川が次いでおり、ワーストは埼玉県でありました。志太榛原地域では561.7人となっており、今の状況は看過できない重要課題と認識をいたしております。このことは、いかに都市化現象の激しい地域での看護師不足の状況が深刻化されているという事実が、データ上うかがえると思います。

看護師国家試験の合格者は近年5万人近くと報告されておりますが、それまで年々看護師不足が深刻になっている現状はいたたまれませんが、中部看護専門学校の合格者数が3年連続して全員合格されているという快挙の報告を聞いて、改めて学校関係者の皆様の御努力に心から敬意を表したいと思います。

そういう背景を含めまして、以下5点について質問をさせていただきます。

- (1) 構成する3病院の看護師の充足状況と採用状況について伺います。
- (2) 中部看護専門学校の卒業生の3年間の就職先の状況についてお伺いします。
- (3) 第24期生の学生募集と学生確保への取り組みについてもお伺いをいたします。
- (4) 近隣市町における看護師養成について、どのように判断をなされているか、これについてもお伺いいたします。
- (5) 将来的に中部看護専門学校の養成定員を拡大する考え方についてはいかがか、お伺いします。

以上、壇上からの質問にさせていただきます。

○議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） おはようございます。

池谷議員にお答えいたします。

中部看護専門学校についての御質問をいただきました。

初めに、中部看護専門学校看護師養成定員についての1項目め、構成する3病院の看護師の充足状況、それと採用状況についてのことでございます。

焼津市立総合病院におきましては、診療科あるいは部署ごとの差はあるものの、ほぼ充足している状況となっているところでございます。

一方、藤枝市立総合病院におきましては、今年度から7対1看護体制に移行したこともありまして、安定的にその体制を継続するために、さらに看護師を必要としている状況でございます。

また、榛原総合病院におきましては、閉鎖している病棟、これを再開するために、いまだ看護職が不足している、そういう状況になっております。

本年4月1日付看護職員の採用につきましては、本校卒業生を含めまして、藤枝市立総合病院は28名、焼津市立総合病院は23名、榛原総合病院は17名となっている状況でございます。

なお、藤枝市立総合病院と榛原総合病院では、随時、看護職員を募集しているところでございます。

次に、2項目めの最近3年間の中部看護専門学校の卒業生の就職先状況、このことでございます。

まず、議員もお話がありましたように、看護師国家試験につきましては、学生のためまい努力と看護教員の熱心な指導、さらには関係者の御協力によりまして、おかげさまで平成21年度から平成23年度まで3年連続で本校の受験者全員が合格となったところでございます。

本校から関連3病院への就職者の人数につきましては、平成21年度、22年度、そして23年度、この順で申し上げますと、藤枝市立総合病院は21年度が11名、それから10名、15名、こういうふうになっております。それから、焼津市立総合病院は21名、17名、13名、さらに榛原総合病院は1名、3名、8名となっているところでございます。そのほかにも、例えば静岡市など県内の公立病院を中心に7名、7名、2名と、こういうような状況になっているところでございます。

この3年間で見ますと、卒業生の約86%が焼津、藤枝、榛原、この関連3病院に就職いたしまして、約14%がそれ以外の病院に就職している、そういう状況でございます。

次に、3項目めの第24期生の学生募集、それと学生確保への取り組みについて、こ

のことでございます。

御承知のとおり、本校は、1学年の定員が40名で、3年制の専門学校でございます。

優秀な学生の確保のために、一日体験入学をこの8月4日に開催いたしましたところでございますが、あわせて学校見学会を5回実施いたしました。いずれも、現下の社会情勢を反映いたしまして、多くの来校者がありました。

また、進路相談会への参加、あるいは近隣の高校、27校ございますけれども、27校への訪問、そして本校ホームページ上での学生募集告知、さらには出前講座等におきまして講師を派遣するなどいたしまして、本校と看護職の魅力、こういうようなことをPRすることに努めているところでございます。

そのほか、両市で開催されるイベント等に本校の職員、それから学生が参加いたしまして、多くの地域住民の皆様へ本校の周知、啓発を積極的に行っているところでございます。

最近、特に看護職は、少子高齢化の中で、専門職として、ぜひ人の役に立ちたいという若者の志向の高まりもありまして、加えて、不況下においても安定した就職需要、あるいは今、この管内でも行っております修学資金制度の充実などによりまして、人気が高まっておりまして、本校におきましても優秀な学生の確保ができるものと考えているところでございます。

次に、4項目めの近隣市町における看護師養成の判断について、このことでございます。

近隣の例えば静岡市や島田市では、みずから地元の学生を中心に3年制の看護専門学校を運営しておりまして、地域の実情に応じた看護師を養成しているところでございます。

また、県内では、4年制大学で学部を設置いたしまして、広く全国から学生を募って、看護職の養成を行っている教育機関も幾つかございます。

看護専門学校は、地元の学生を地域医療の向上に貢献する人材といたしまして育成しておりまして、今後とも4年制大学とお互いに切磋琢磨いたしまして、医療・看護体制の充実に資するため努力をすべきであると考えているところでございます。本校におきましても、引き続き優秀な看護師の養成に努めてまいります。

次に、5項目めの将来的に定員を拡充する考え、このことでございます。

現下の状況をかながみますと、看護需要の高まりで、その養成につきましても、さら

に必要となってきたところでございます。しかし、定員の増加を行うことにつきましては、財政的な負担や関連3病院の人的負担が増加するなど多くの課題を抱えていることも事実でございます。

現在、今後の看護師需要の動向などにつきまして多方面から資料収集を行いまして、両市の関係部局と検討を行っているところでございます。

- 議長（渡辺恭男議員） 池谷潔議員、よろしいですか。
- 6番（池谷 潔議員） 6番。
- 議長（渡辺恭男議員） 6番、池谷潔議員。
- 6番（池谷 潔議員） 適切な回答をありがとうございました。少し再質問をさせていただきます。

まず、中部看護専門学校ができて、ことしで23年目というふうに位置づけられておりますが、開校当時をちょっと振り返ってみますと、養成定員は50名から始まっているんじゃないのかなという思いがしますけれども、そういう実績があった当時と現行の40名との関連性についてはどういうふうなお考えがあるかというのをまずお伺いしたいと思います。

それと、あわせて、先ほど24期生に向けての取り組み状況をお伺いしました。大変御苦労なさっているということについては評価をしたいと思いますが、学生の中には、看護学校の学生さんだけでなくして、どこもそうかと思えますけれども、入学しても途中で、思いがほかにあったということで途中退学とか、何らかの理由で卒業まで至らなかったという方がいらっしゃるというふうに私たちは思っていますし、そんな状況について、今、どんな展開になっているのかも教えていただけたらというふうに思います。

そして、これは厚生労働省を含めまして、学校の関係につきましては、独自に経営するということにはならないと思います。多分、国や県の指導とか通達とかが幾つかあるかと思えますけれども、そこと、私たちの不足という中での思いを国・県がどういうふうに、教育現場の一生懸命やっている先生方には大変失礼ですけれども、教育現場の認識とそういういわゆる国と県の認識にちょっと違いはないのかなというような思いもしたものですから、その3点についてお伺いをしたいと思います。

- 議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。
- 管理者（北村正平） 議長。
- 議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 再質問が3点ございましたけれども、1点目の当初は50名の定員だというふうに記憶しているけれども、そういうことでございます。

確かに設立当初は定員50名で出発いたしましたして、平成9年度入学生まではそういうような状況でございました。ただ、平成10年度の入学生から、厚生労働省、この規則の変更によりまして、定員は40名定員ということになりまして、そのこと以来、今、中部看護専門学校はそういうような形で進んできているところでございます。

ただし、定員40名、これについては厚生労働省令で非常に厳格に決められておりまして、例えば併願をする学生さんが当然いらっしゃいます。例えば静岡と中部看護専門学校、そういうようなときに、今、御承知のように推薦入学と一般入学と2つやっていますね。推薦入学は、ある一定の人数を把握できますけれども、一般入学につきましては、併願をして、そちらのほうへ行くとか、あるいはそちらのほうではなくて、こちらのほうへ来るとかというようなことがあって、必ず40人というのが非常に難しい状況にあります。そういうことで、現在は多少伸びておりまして、例えば平成23年度は43名、平成24年度は40名ということでございまして、そういうような理由を厚生労働省、こちらのほうへしっかりと説明をする、そういう義務がございます。そんなことで今やっているところでございます。

そして、今の需要から、必要だから、もうちょっとふやしていったらどうかというような御趣旨だと思いますけれども、我々もそういうことは、先ほど壇上で答弁をいたしましたように、そういうことで検討に入っているところでございますけれども、教室の増設とか教員の増とか、そういうようなものにつきましては財政的あるいは人的な負担、こういうようなこともございますので、あわせて最近、特に静岡で常葉大学の看護学科とか、そういうようなことができてきている。そういうような4年制の大学とかいろいろなものもかんがみまして、総合的にこれから十分検討していきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、看護師養成は非常に大事でございますので、この点につきましては一生懸命やっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2つ目、退学者を減らせないかという見地からだと思いますけれども、退学者の状況、これについてでございます。

御承知のように、看護は非常に専門性が高いということで、熱い意志を持って入っても、意外に、現状の対人能力だとか、あるいは適性、そういうようなもので、どう

してもということで退学する人がいるのも事実でございます。

しかし、過去の状況を見ますと、平成2年から18年まで、これは平均すると7.6名、このような結果になっておりまして、この5年間は4名程度、正式には4.2名と書いてありますけれども、本年度につきましては1名、そのような状況で、昨年度、23年度は4名、こういうことでございます。

これにつきましては、せつかく志を高くして入ってきた学生さんでございますので、これにつきましては、一体となって、しっかりと3年間、卒業するように、これからも努力をしていきたいというふうに思います。

3つ目に、看護学校の養成に対して、国・県の指導あるいは通達、それと教育現場での認識の相違はないだろうかということでございます。

今、第7次の計画のもとに動いているところでございまして、この7次の計画では不足はないというふうに、充足されているという結果になっているんですね。しかし、先ほど壇上でもお話ししましたように、焼津市立総合病院は今のところ充足しているという状況をお伺いしているところですが、これは部署とか診療科によってはいろいろ偏差があるのではないかなというふうに思います。

そういうことで、これからまだまだ看護師の養成というのは必要だということで、一義的には国・県が主導的にやっているわけですが、現場のほうとこれからもしっかりと協議をし、また我々のほうからも、いろいろなことがあったら、そちらのほうへ上申して、現場の声をしっかりと届けていきたいというふうに思っているところでございます。

今は、本校につきましては、国・県のほうとは綿密な連携のもとでやっているというふうに認識をしているところでございます。

とりあえず、以上でございます。

○議長（渡辺恭男議員） 池谷潔議員、よろしいですか。

○6番（池谷 潔議員） 6番。

○議長（渡辺恭男議員） 6番、池谷潔議員。

○6番（池谷 潔議員） 焼津、藤枝、榛原ということで、3病院で構成する中部看護専門学校の話がこの志広組でというのも、前段で申し上げましたように、なじまないと思いつつも、詳しく説明いただきまして、理解はできたところであります。

ただ、私たちが心配しているのは、本当に看護師さん不足というのは、焼津市立総合

病院はほぼ充足なさっているということでございますが、一般の開業医さん、そして特に福祉関係の現場におきましては、まだまだ不足しているという状況があるかと思えます。そのような状況を少しでも解決していただくというのが、中部看護専門学校の仕事はそれだけじゃないと思えますけれども、この志太榛原の中でも、例えば島田の病院というのはどういうふうな、志広組のこの場で余りなじまないお話かと思えますけれども、どんなふうな認識をなさっているか、その辺について教えていただきたいと思えます。

○議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 今、島田の定員は40名ということで進んでおりまして、島田市さんは独自で、地域の事情でやっているところがございますけれども、島田市にもいろいろな事情があると思えますが、そのような状況で進んでいるところでございます。

今、こちらのほうから卒業生の数がありますけれども、21年度は、島田につきましては、島田市立総合病院へ22名、それから22年度が25名、23年度は37名ということでございます。当然、島田以外にも看護師さんは行っているという状況でございます。定員は40名。お願いします。

○議長（渡辺恭男議員） それでは、次に進みます。

14番、片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 14番、片野伸男議員。

（登壇）

○14番（片野伸男議員） 通告に基づいて一般質問を行います。

計画中の当志太広域事務組合が進めるクリーンセンターについてですが、災害時における瓦れき処理を考えると、両市に1カ所ずつ必要であるということについてであります。

まず、東日本大震災から約1年半以上たっても、被災地の水産漁業の盛んであった海岸沿いに近い地域の人たちの震災被害は甚大であり、その復興は、原発事故だけでなく、特に海岸沿いに多い漁業関連施設及び住宅地に住む人たちは、多くの人命が奪われただけでなく、津波によって流されたり、破壊された住宅等、生活関連物資、工場及び施設

の瓦れきが多く残り、その処理が災害復興の足かせになっています。

また、被災地近くには大事故を起こした福島第一原発もあることから、震災瓦れきの広域処理計画を進めようとしても、大問題になっていることが新聞、テレビで大きく報道されています。

我々の地域を振り返ってみますと、焼津市、藤枝市、2市のうち、焼津市は水産漁業で成り立っている市であり、世界一危険な浜岡原発も近くにあり、市内の漁業関係者の人たちを初め、大半が海岸沿いの場所に工場とか住居を構えています。このように被災地と共通している部分が多く、東日本大震災の惨状は我々のまちの将来を重ね合わせたように見えています。

特に、水産漁業関係者は、海岸沿いに住まわざるを得ない宿命的先行き不安と共存しながら生きています。

また、地場産業関係者は、東日本大震災を見て、このような災害は我がまちにもやがて来ると訴えています。ですが、そのときに備えるために、まず第一に、震災が来たとき、東日本大震災を教訓にして、いかに減災するか、またその後、いかにして震災復興するかが今からの大きな課題だと訴えてくれました。

震災が来ることを覚悟し、そのときに、いかにして多くの人命を救うか、そして、生きていくための生産現場をどうして一日も早く復興させるか、今後課せられた大きな課題です。

繰り返すようですが、震災が起きたときには、多くの人命はおろか、土地を初め、生業のための生産施設をいかに早く復興させるかが大変です。

今の世の中、生きていくためには、お金も絶対に必要なものですが、何しろ震災時には、とるものもとりあえず、命からがら精いっぱい逃げ延びることが大切になるため、裸一貫で逃げるのですから、そのときには、お金は一文もなくなり、今までの借金返済はもとより、こじき同然になると覚悟しなければなりません。

また、そのときの焼津市の財政、経済力は、想像をはるかに超えて、心身ともに衰えているものと考えてのが常識です。ですが、焼津市民は、長い歴史と伝統の水産業を一刻も早く再開しなければなりません。

私は、前回の当組合議会定例会で、ごみ焼却施設であるクリーンセンター建設について、平常時にも、焼津市側から見て、藤枝市仮宿地区に建設計画中の両市に1つの合同の施設を建てることに対し、ごみ焼却場への運搬距離が長くなったり、運搬時間、人件

費、車の燃料費等、多くのコストがかかると主張しましたが、私が冒頭申し上げましたように、今では東日本大震災の瓦れき処理の難題を前にして、私は、焼津市が不幸にしてそのようになったとき、市民が安心して住める焼津市にするために、津波災害時には焼津市は、他の市町も認めるように、逃げるための自然の高台的な山がありません。平野部です。焼津市海岸部に津波避難タワーも建設計画中ですが、それだけでなく、人工でも市民の避難のために盛り土のようなものや高台を、大井川寄りの地域だけでなく、市内海寄りの被害が想定される地区の中心部につくり、そのどこかに震災瓦れき処理のための焼却施設をせめて1カ所でもつくる必要があるのではないか、お伺いいたします。

また、そうしたならば、市民の安心と同時に、震災瓦れき処理が近くにあることと、経費も時間も効率的にスムーズに機能できるものと考えます。

多くの人たちは、今は飽食の時代です。金を出せば、安くておいしい食料品は、現在も将来も楽に手に入ると思っています。ですが、日本は食料と地下資源のない国です。ひとたび国際情勢に波乱が起きれば、どんなことになるかわかりません。

日本の農林水産業は、衰退の一途をたどっています。

私たちの小学生時代、日本の敗戦直後は、現在の何十倍も物価が高く、食料が高く、大人が一日働いても、米1升どころか、一日5合も買えなかった時代です。その時代、藤枝市内に住む私のいとこを初め親族は、焼津市内からかつおぶし等海産物を仕入れて、長野県を初め、遠く県内外まで売りに行き、1カ月2回ぐらい、かつおぶしと米を交換。つまり、食料統制経済の時代、俗に言うやみ屋をやって、戦後の食糧難の時代、一家の生活を支えて生き延びてきました。

その一例が示すように、現在の人たちは知らない人も多いと思いますが、いざというときには、日本の食料政策上、焼津市の水産業の果たす役割は重要だと思います。

10年くらい前までは、水産物の市場価格は焼津の港で決められていたと言いますが、今はタイのバンコク等、外国に移っています。そして、日本の水産関係者はアジアの新興国に買い負けていると、水産関係者は言っております。

今日の世界不況、自然災害、原発事故と、将来の見通しがつきにくい時代です。そのような意味からも、日本の食料政策上、焼津市水産業の位置づけの上からも、いかなる災害が降りかかろうとも、その困難を乗り越えるだけの道を守るために、改めてクリーンセンターを焼津に1つつくることについてお伺いし、一般質問といたします。

○議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 片野議員にお答えいたします。

計画中のクリーンセンターについて、災害時における瓦れき処理を考えると、両市にクリーンセンターが1カ所ずつ必要であると思うがどうか、このことについてでございます。

現在計画中のクリーンセンターの施設規模は、本年3月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画の中で、一日当たり処理能力が230トンと定めているところでございます。これは、焼津市民、藤枝市民が日常の市民生活で排出するごみの量の予測に基づきまして施設規模を定めているところでございまして、東日本大震災で発生したような大規模な災害時の瓦れき処理を考慮した施設規模とはなっておりません。

クリーンセンターの整備に当たりましては、国から循環型社会形成推進交付金の交付を予定しているところでございますが、その交付要件といたしまして、東日本大震災のような大規模災害の廃棄物は対象とはなっていないということでございます。

東日本大震災では、通常時1年間で処理していました廃棄物量、これに対しまして、宮城県ではその1年間の分の15年分、それから岩手県では9年分と、莫大な量の瓦れきが発生しているところでございます。このような大規模災害時の震災瓦れきを、焼津市、また藤枝市などの単独の自治体で処理することは不可能でありまして、震災瓦れきの処理につきましては、私は国や県が主体となって根本的な対応策をとることが最も重要であると考えているところでございます。

このような考えのもとで、クリーンセンター整備事業におきましては、両市民が日常の市民生活で排出するごみを安全で安心に処理することを第一に考えているところでございます。

また、高柳及び一色両清掃工場とリサイクルセンターの3つの施設の機能を1カ所に集約した施設とすることで、コスト面を含めまして効率的な処理を行うことを基本方針としているところでございまして、議員が御指摘のような焼津市、藤枝市それぞれに1カ所ずつ整備することは考えておりません。

○議長（渡辺恭男議員） 片野伸男議員、よろしいですか。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 14番、片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 再質問させていただきます。

私ども、親しい友人も親戚も藤枝市におります。自分たちが東日本大震災のことを顧みて、いろいろ話し合うわけですが、どうしても話の中でうわさが出てきて、やはり焼津市は大変だなと第三者的なんですね。焼津市内の中でも、やっぱりおかのほうに近い人と海岸沿いの人とは話が違うわけです。

それから、水産業でも農業でも、私どもはそれで、ここにいられる皆さんもそうですが、いざ何かあったときには、自分たちの仕事は食料の安定供給のために役立っているなということがなければ、ばかばかしくて続けられないというか、もうけのないような、こういうような時代に、そういう気持ちと闘いながらやっているというのが現状なんですね。そういったときに、やっぱり東日本大震災のあれというのは二重写しになってきているわけです。

そういう中で、今、いろいろなものを何とかと言っても、必ず先立つものはお金であります。それだもんだから、それはいろいろありますけれども、焼津市にはやはり気持ちの上だけでも避難場所をとということで、焼津の市長さんは津波避難タワーも積極的に取り組んでくれて、これは私ども非常に感謝しますが、津波避難タワーだけで全部いいかなということになると、私どもは年なものだから仕方がないとしても、若い人たちに安心の状態をつくり上げていかなきゃならんという面では、多少長期計画でもいなので、高台とか、それから近くにそういう、いざ震災に遭ったときには、海岸線には必然的に瓦れきがたくさん出るということは想定をしておかなければならないと思います。

横道にそれるようですが、例え話ですね。私は昔、金魚を1,000坪ばかりつくって養殖したことがあるんですが、そのとき、コイとか何かといろいろいたんですが、何百年と長くいる、何十年と想像以上に長いコイもいるわけですね。そういうときには、やっぱり古寺とか何かにおいて、自然環境も栄養も安定した状態の中にいる。それだけ、やっぱりそのときに岩陰とか何か隠れ場、外に、外敵、水面上に何かあったときに隠れ場があるということが、ストレスにさらされるから、いざ何かあったときには、そこへ行けば身が守れると、こういう状況がつくられているところのコイというのは長生きだということになるわけですね。

そういったときに、焼津市からも自然的に人口が減っていくということで、私どもに対する市民からの風当たりも非常に強いわけですが、やはり水産業も、どっちにしても、

私は農民ですが、農業だけではとても、いざ何かあったときに、食料難が何かで来たときには、支え切れないわけです。そういったときに、四方を海に囲まれている日本の漁業の果たす役割。

焼津市は、海岸に非常に近いということと同時に、関東とか関西とか消費地にも近いとか、いろんな地の利に恵まれたりして、いろいろ先人の苦勞もあったかもしれませんが、日本の水産業の中心的な位置づけのまちであります。こういったときに、日本の食料計画全体を見て、冒頭申し上げましたように、このところに大勢の人が安心して住んでいる状況をいかにつくるかということが大事だし、それから、先ほど冒頭の中でも触れましたけれども、身も心も裸一貫になって、こじき同然になる。希望を失っていると。藤枝の人たちがそのまちを助けてやろうとしても、焼津の人は気力がなくて、やる気がないということになるような、そういう状況の中でも、やっぱり少しでも震災に強いといったとき、瓦れき処理場とか減災という面で非常に、この前言われた生産コストとか何かということもあるものですから。それから、一応仮宿にできたとする、一色の清掃工場もそれと同時になくなってしまうじゃないかということ、やっぱりそれも心細い。そういうことで、使える限りはずっと使ってもらって、いざというときには、そういう長期的な展望のもとでやっていただけるということが、財政的にも、私どもとすれば非常に節約にもなって、この不況の時代に来て。それだもんだから、仮宿のほうは多少、そんなことを言うと怒られるかもしれませんが、規模は小さくても焼津にも残してほしいというのが私が率直に感じていることですので、どうかひとつまたこの点にも御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺恭男議員） 要望でよろしいですか。

○14番（片野伸男議員） 御答弁をお願いしたい。

○議長（渡辺恭男議員） わかりました。

それでは、当局から答弁願います。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 今、議員のほうから大災害に対する、例えば食料問題、あるいは避難の問題、そして、特に焼津市さんは海を抱えているということで、津波等に対する、そういったようなお考えをお聞かせいただきました。

藤枝もそうですけれども、特に焼津市さんは、このたびの津波対策、これについては

議会の中でも大変御苦労されて、またいろいろな対策を練られている。そういう意味では、私たちが十分認識しておりますし、ある意味では敬意を表しているところでございます。

そういう中で、今、瓦れき処理の問題に絞ってお答えをしないといけないと思うんですけども、御承知のように、このたびの南海トラフ、この地震を受けまして、まずこの防災対策についての想定をするということで、第4次の被害想定になりますけれども、これを県では6月までに公表できるまで検討したい。しかし、いろいろありまして、3月ぐらいに中間報告を出したいというようなことを聞いているところでございます。

そういったような被害想定を受けまして、県は直ちに、今も並行して進めているものと思いますけれども、防災対策、これについてやっている。焼津市さんも藤枝市も、これに対して今度はもう一つ、原子力対策編、こういうようなのも含めて、今、準備をしているところでございます。

その中で、やはり私は、先ほど壇上でもお答えいたしましたように、この瓦れき処理の問題につきましても、今回の福島第一原子力発電所の事故がなければ、処理の方法とか、あるいは処理の期間、あるいは焼却だけではないいろいろな方策、こういうようなものも検討されたのではないかなというふうに思っております。大規模災害の種類もいろいろあると思うんですけども、私はやはり先ほど言ったように、こういう大きな問題につきましても国が、今の状況が、その国の対策が今の段階ではベストだと思いますけれども、それも県も入って、瓦れき対策については、しっかりとやるべきだというふうに思います。

県では、今問題になっている最終処分場、これにつきましても、この対策と並行して検討しているところでございますので、市のほうも、焼津市さん、藤枝市もそれと連動して、いろいろこちらのほうの要望も入れながら、この瓦れき対策については、やっていくべきだというふうに思います。

そういうことで、先ほどもお答えいたしましたように、今回のクリーンセンターにつきましても、循環型社会形成推進交付金、これによって行うことになっているわけですが、これにつきましても、大規模災害に対する瓦れき処理は想定しておりません補助金制度でございます。ですから、日常の両市民から出るごみ、これを着実にやっていくということがまず大事だと。そのためには、いかに物心ともに効率的にやっていくことが大事だというところで、我々は両市のどこか1カ所にと、それを集約してや

るということで、基本方針として今進めているところでございますので、ぜひ議員におきましても、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺恭男議員） 片野伸男議員、よろしいですか。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 14番、片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 再質問させていただきます。

先ほどの初めのときの答弁で、管理者から、いざ何かあったときに大量の瓦れきが、東海地震とか東南海地震、大きい地震のとき、いろいろな手厚い補助とか援助が受けられるという意味の答弁があったと思うんですが、私どもも行政視察で石巻のほうとか行きましたけれども、いろいろ国で仮設の焼却炉とか何かございました。だけども、東日本大震災に比べて、面積は東日本大震災も非常に大きかったし、今度予想される、新聞で報道されている、テレビで報道されているような範囲もかなり、東海と東南海、3連動になると広いわけですが、東北、東日本大震災のところは比較的、ここの、私ども東海地方に比べたら人口が少ない、工業地帯も少ないというところで、こっちの工業地帯で、人口密集地帯であったときには、国・県がそれだけの、東日本大震災ほどの行き届いた災害復興のための国力があるかなという、そういう不安を持っているということも、それは答弁はまた、管理者の範囲を超えているかもわからんものですから、そういう疑念も持っているものですから、やっぱり焼津市には、いざ何かあったときに、安心・安全のために、いざ何かのときにはそういうのを残してほしいというのが非常に熱烈な多くの市民の願いですので、その点をちょっと主張して、私の質問を終わります。

○議長（渡辺恭男議員） それでは、次に進みます。

1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 1番、石井通春議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） 私は、新クリーンセンターにおきます環境アセスメントについてお伺いいたします。

新清掃工場の建設は、両市にとって喫緊の課題であります。事業者は、この事業が及ぼす環境への影響について科学的に予測をいたしまして、それに基づいた公衆との幅広い情報交流による説明責任を果たさなければいけないと考えます。

環境影響評価、以下「環境アセス」と言いますが、これは環境配慮のあり方に客観性ですとか信頼を与えるための取り組みと言えます。しかしながら、この点において日本は極めて後進国であり、原発立地を推進したい電力業界の強い抵抗で、なかなか制度化ができなかったという経過があります。その中でも、個々の自治体の努力等によりまして、1997年によく国の法整備を行いました。この法整備自体、先進諸国の中で一番遅いものでありました。

一方で、環境アセスは、結果が既に決まっております、それに合わせるだけの、いわゆるアセスメントならぬ、アワズメントと批判されることも、ままあります。

住民運動の中では、この環境アセスの実施自体が事業にお墨つきを与えるものだとし、この実施そのものに対し反対することも多くあります。これは日本の環境アセスの主流が、事業が実施されるという、その直前に、その段階でやりますいわゆる事業アセスメントであるからで、もうそのときは事業内容がほぼ決まっておりますので、アセスをやっても、結局、環境影響に対する措置が極めて限定されるものになってしまうというところがあります。

新清掃工場建設に当たりまして、私は、こうした事業アセスではなくて、その前の段階、立地や基本政策といった初歩的な計画の段階からアセスを行う、戦略的アセスと呼ばれますが、これを実施すべきだと考えます。

2011年4月には環境影響評価法が改正されまして、こうした戦略アセスの要素が、極めて不十分ではありますが、一部取り入れられました。

そうした中、本組合では過去にどのような対応がとられてきたか、今後どのような対応をとっていくべきか、お考えを4点について伺います。

1点目ですが、環境アセス制度そのものについて、どういう基本的認識を持っていますか。

2点目ですが、クリーンセンター建設について、当然環境アセスはやるべきものと考えますが、そうした認識は持っていますでしょうか。また、やるとすれば、戦略的アセスを行うべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、2011年に改正されました環境影響評価法ですが、事業の位置ですとか規模等の検討段階におきます戦略的アセスが想定されておまして、2013年から適用されることになっております。ただ、計画や政策段階での適用がまだ想定されていないこと、対象事業が限定されているなど、一步前進の域を出ておりません。仮宿につきましては、

特に市民との合意形成が大事でありますから、今のこの法の限界、この限界にとらわれずに、組合として工夫したアセスを行うべきだと考えますが、管理者の認識はいかがでしょうか。

最後に、仮宿を候補地とした際に、どういう基準で選んできたか。事業の位置の段階から、対象となります戦略的アセスの要素を取り入れた選定を行うべきであったと私は考えますけれども、それについてどのように認識していらっしゃいますか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

初めに、新クリーンセンターの環境アセスメントについての1項目め、環境アセス制度についての基本的認識について、このことでございます。

議員御承知のことでございますが、改めて環境アセス制度を申し上げますと、廃棄物処理施設の整備に当たっては、事業内容あるいは規模、こういったようなことなどによりまして、法律あるいは県条例に基づく環境影響評価が義務づけられているというところでございます。

環境影響評価制度は、生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な土地の形状の改変、あるいは工作物の新設などといった事業につきまして、事業の着手前に周辺環境の状況調査、事業による影響の予測と評価を行いまして、環境保全の専門家を初め、広く意見を聞いた上で環境保全への配慮をするものでございます。

したがいまして、この制度は、地元住民の皆さんと十分な協議を重ねまして、クリーンセンターを最良のものにしていくための効果的な手法で、必要不可欠なものであると強く認識をしているところでございます。

次に、2項目めの戦略的アセスを行うべきだと考えるがどうか、このことについてでございます。

静岡県環境影響評価条例では、一日当たりの処理能力200トン以上、このごみ焼却施設が制度の対象でありまして、クリーンセンターの施設規模は、先ほども申し上げましたように、一日当たり230トンの計画ですから、県条例に基づき環境影響評価を実施してまいります。

戦略的アセスは、事業計画を具体化する前に行うアセスでありまして、事業内容を修正しながら実施するものでございます。県条例では、戦略的アセスについて、現時点では制度化されておられません。クリーンセンターの施設計画は、環境影響評価と並行いたしまして、地元住民の皆様と協議を重ねて具体化していく方針でございますので、戦略的アセスの趣旨は十分酌んで進めてまいります。

次に、3項目めの組合として工夫したアセスを行うべきだと考えるが、このことについてどうかということでございます。

私は、クリーンセンター整備につきましては、十分な情報公開のもとで、地元の皆様と協議を重ねまして、御理解いただける施設づくりを行う、こういったようなプロセスが何よりも大切であると考えておりまして、これまでも地元地域の皆様と慎重かつ忌憚のない意見交換と協議を重ねてまいったところでございます。

現在、環境影響評価の実施につきまして、直接、地元でございます仮宿の皆様にご協力をお願いしたところでございますが、その実施に当たっては、県の条例で定めている手続に従いまして、方法書、それから準備書の段階での説明会の開催、あるいは公告、縦覧などを行うこととしているところでございます。

また、条例の定めにとらわれることなく、引き続き地元の皆様への徹底した情報公開あるいは意見集約を図りながら進めてまいります。

次に、4項目めの戦略的アセスの要素を取り入れた候補地選定を行うべきであったと考えるがどうか、このことについてでございます。

クリーンセンターの候補地選定につきましては、御承知のように、藤枝市内20カ所をピックアップいたしまして、希少動植物などの自然保護関係、あるいは遺跡などの文化財関係、周辺の住環境状況、そして交通アクセス等のインフラ整備状況、さらには法規制の状況等々を調査いたしまして、それらを比較検討して総合的に判断いたしまして、現候補地を最適地として選定したところでございます。

このことにつきましては、地元でございます仮宿地区を初めといたしまして、周辺地域の地元全戸を対象とした住民説明会を延べ20回、私が直接参りました。そういったように開催いたしまして、選定理由を丁寧に報告してまいりまして、こうした手法は戦略的アセスの要素を十分に酌み取って進めてきたものと認識しているところでございます。

○議長（渡辺恭男議員） 石井通春議員、よろしいですか。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 再質問させていただきます。

かなり踏み込んだ答弁をいただいたと感じました。

まず、最初のアセスに対する基本認識ですが、必要不可欠な制度ということ強く感じていらっしゃるということで、同感です。

2点目、3点目の今後どういうアセスをしていくかと、それから、法の限界にとらわれない組合独自のものということは、一括して再質問させていただきますけれども、私が一番聞きたかったのは、事業アセスではなくて、事業化される前の、政策の段階とか計画の段階、この段階には、当然ここがいいかどうかという、適地かどうかという問題も含まれている、立地面も含まれたというのが、事業アセスじゃなくて、戦略的アセスだというふうに考えるわけなんですけれども、この戦略的アセスを行うかどうかというのが一番聞きたかったんですが、御答弁の中で、戦略的アセスは事業計画を具体化する前に行うアセスであると。それから、それによっては、事業内容の修正をしながら実施するものであるということで、県条例にも今はありませんけれども、その趣旨を十分に酌んで進めていくということで、これは踏み込んだ答弁であるなというふうに感じました。

ところが、壇上でも申し上げたんですが、この戦略的アセスというものは、まだまだ日本は、今、県条例にもないというところにもありますように、非常に後進国の状況に置かれているのではないかなというふうに思うんですが、その中で戦略的アセスというものの重要性が、これはクリーンセンターに限った話ではないと思うんですけれども、戦略的アセスの重要性というものが、これからこの組合の事業の中で進めていく中でも、またクリーンセンターに限らず出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、この戦略的アセスの重要性についてどのように考えていらっしゃるか、これを1点目にお伺いしたいと思います。

それから、最後の、仮宿を候補地として選定した際に、戦略的アセスの要素を取り入れた選定を行うべきではなかったかということについては、正直言って私と認識が違ふところが多少あるわけなんですけれども、いろいろ選定の過程で、市内20カ所から総合的に判断して、今の候補地として。今、それこそ私も、管理者の頭の半分はそのことで頭がいっぱい。半分がなっていると思います。そういう住民説明会を20回でしたか

ね、全戸を対象にして。直接出向いてということで、選定理由を十分に配慮して下さるようというところで努力をしていらっしゃるということは、私もいろいろ聞いておるわけなんですけれども、ただ、どこが私と考えがちちょっと違うかといいますと、戦略的アセスというのは、立地も含まれているアセス。事業化される前に、政策と計画の段階の中に、ここでいいかどうかという、立地が含まれるかどうかというものを広く住民に情報公開して、そこの住民の方は当然なんですけれども、関連する専門家の方からも意見を聞いてやるものだ。一部の、例えば処理施設の選定委員会ですとか、委員会のメンバーだけの協議で候補地を選定するものとはまた別のものであるというふうに感じるわけですね。

福島第一原発でああいう事故があったわけなんですけど、今、それこそああいう事故が起きて、何であんなところに原発をつくったんだと、何であんなところに非常用発電機があるんだと、津波に簡単にやられるような場所になぜあるかというの、多くの国民が非常に認識していらっしゃるというふうに思うんですけれども、こういう事故が起きたときに、結局、何であんな場所にということで、今、国とか東電に非難が集中しているわけですね。これを例えば、そういう場所でいいのかどうかというところを戦略的アセスでやっていけば、私はそうはならなかったんじゃないかなというふうに感じます。

仮宿の場合も、今、それこそ場所による心配、例えば渋滞が起きるですとか、あと運搬コストの問題なんかもそうかもしれないですけど、後からこの場所でいいのかどうかという、住民に説明しなければいけないというところが今出てきてしまっているというのは、まず最初に、場所の選定の段階からアセスをやっておけば、こういうところはなかったんじゃないかなというふうに感じるわけなんですけれども、この点についてどのようにお考えか。

この2点についてお願いいたします。

○議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 議員が御指摘の戦略的アセスは、私は、もうこれはこれから導入の流れだというふうに思っているところでございます。

例えば、今回のクリーンセンターを例にとりますと、今まで私たちは、本当に自分たちの考え方が伝わるように、また地元の皆さんに本当に理解していただけるように、本

当に心血を注いでやってきている状況でございます。そういうような意味で、今、戦略的、例えば場所についても、あるいは御心配されるいろいろな被害がないだろうかとか、そういうようなことについてもしっかり言ってきているつもりでございますし、そういったような理解と合意形成、また協力がなければ、こういったような大きい事業はできません。そういうことで、必然的に、戦略的アセスの精神は酌んでいかないと、地元の皆さんには了解いただけないというような状況でございます。

そういうような中で今進めているところでございますが、一方、国のほうで2011年にできて、2013年から適用されるというふうになってはいますが、その中での議論の中心が、計画とか、あるいは政策段階での適用、あるいは対象事業をどうするか。これはいろいろ議論があって、難しくてできないというのも現状だというような状況だと思えます。

しかし、先ほど言ったように、実際にやっていく上では、地元の理解、また、まち全体の理解がなければ、こういうような事業はできませんので、今の条例に定められることなく、引き続き地元の皆様への徹底した情報公開あるいは意見集約、これを逐次やっていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

2点目の、初めから、ここを選ぶのに、戦略的アセス的観点でやっていくべきではなかったかということでございます。

議員は痛いほど、このクリーンセンターの候補地として選ぶ、この過程は御存じだと思います。私は、そういうようなことを踏まえて、この職にあるということでございます。ですから、私は、いかに地元の人たちに御理解をいただくかというのは私の大きな責務であると考えておりますので、この選ぶときからしっかりと伝えてきたつもりでございますし、そして今も、これからはアセスが出発したら、そのとき計画変更は柔軟的に、地元の意見、あるいはそれが正当だったら、そういったようなことに向けていくということが何よりも重要です、それがなかったらこの計画は事業化できないというふうに思っておりますので、その点については、今言われたようなことに基づいてやっていきたいというふうに思っているところです。

○議長（渡辺恭男議員） 石井通春議員、よろしいですか。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） どちらかというと、これは大分前からの話なものですから、今

の段階でどうこうというのもあれかもしれませんが、今、説明に行かれて、心血を注いでいらっしゃるということですが、仮宿の住民の方が主ということですが、結局、戦略的アセスを行っていけば、なぜ仮宿がということが、仮宿の住民の方だけじゃなくて、全市民が、あそこはいいだろうというふうな答えが導き出されていると思うんですよね。それがなかったから、今、結局、一生懸命やっでいらっしゃるというところにつながってきていると思うんですけれども、私は戦略的アセスというのはそういうものじゃないかなというふうに思うんです。

繰り返しになりますけれども、その点について何かお答えがあれば、お願いしたいと思ひます。

○議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 言わんとすることは十分わかります。今進んでいますので、これからそういったようなことについて、鋭意、地元の皆さんに御理解いただけるように進んでいきたいというふうに思ひます。

これから、クリーンセンターだけではなくて、これからいろいろ生活上必要な事業も志広組の中でやっでいかなきゃいけない。そういうようなことにつきましても、この精神は取り入れていくべきだというふうに思ひております。

今の位置を候補地として選んだ、その過程については御理解をいただけるものと思ひております。

○議長（渡辺恭男議員） これで一般質問を終わります。

日程第2、認第1号及び認第2号、以上2件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 1番、石井通春議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） ただいま議題となっております認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、私はごみ処理費の点から2点質疑いた

します。

まず、焼却灰の処理の現状と今後の動向について、そして、もう一つは、志広組独自の最終処分場の確保について現在の検討状況、この2点についてお伺いいたします。

○議長（渡辺恭男議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（梶原重光） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 事務局長。

○事務局長（梶原重光） 石井議員にお答えをさせていただきます。

認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、ごみ処理費の焼却灰の処理の現状と今後の動向についてでございますが、平成23年度の焼却灰、これにつきましては、高柳清掃工場が4,639.7トン、一色清掃工場が2,505.7トン、合計で7,145.4トン、この焼却灰を5社に処理委託させていただきました。

平成24年度からにつきましては、より一層、焼却灰を安定的に処理させていただくために、新たに資源化処理業者3社と契約をいたしまして、焼却灰の資源化率、平成23年度は12.8%でございますが、24年度、これを28%へ向上させていただく予定でございます。

なお、今後の動向といたしましては、安定的な処理のためのリスク分散と資源化の向上に努めてまいりたいということで考えております。

次に、志広組独自の最終処分場の確保についてでございますが、一般廃棄物処理基本計画及びクリーンセンター整備計画におきましては、焼却灰の処理につきまして、資源化を推進し、最終処分場に依存しないことを基本としております。

ただし、一方、昨年度の東日本大震災以降の最終処分場をめぐる状況から、焼却灰の安定的な処理を行うため、他県への委託処分に依存するリスク管理の観点から、志太広域事務組合独自の最終処分場、この可能性について検討を開始してございます。

以上でございます。

○議長（渡辺恭男議員） 石井通春議員、よろしいでしょうか。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 資源化率、平成23年度が12.8%で、平成24年度は28%が目標ということですが、これによって費用の上昇というのはどのようなものかという

ところを、まず1点お伺いたします。

それから、2点目に入りますが、資源化を進めて、最終処分場に依存しない方向が基本線である。究極の目標ということだと思えるんですけども、委託して、それを処分するには当然経費、リスクという話もありましたけれども、経費もかかると思うんですが、独自の処分場の可能性を検討するということで御答弁いただきましたが、今のちょっと漠然としているものですから、どういう資源化も含めた検討をしていくのかというところをもう少し。一方で最終処分場の可能性も検討するという、資源化も検討していくというところもあったものですから、検討していくのはいいと思うんですけども、どういう資源化を検討していくのかと。資源化についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺恭男議員） 答弁を求めます。

○事務局長（梶原重光） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 事務局長。

○事務局長（梶原重光） 今の再質疑にお答えをさせていただきます。

1点目の費用の関係でございますが、23年度、これも決算が出てございますが、約2億400万円ほどの処理費用がかかってございます。それに対しまして、24年度、これは予算ベースでございますが、資源化率を上げたというようなこともございますが、約2億2,000万円ほどでございます。そういたしますと、金額ベースで、資源化を進めたというようなことで、23年度と24年度を比較させていただきますと、約1,600万円余の費用が増加しているような状況でございます。

それで、最終処分場の今検討中の内容ということで、藤守、前お世話になりました、現在持っておりませんので、全国の状況ですね。今、いろいろ、管理型と、ああいう、屋外でなくて、屋根つきのものも最近ございます。いろいろな方法が、これも埋め立てではございますが、そういうものも幾つか、よその自治体で動きがございまして、そういう全国の状況、また費用等を含めて、いろいろな資料収集をしている最中でございます。

それと、今後の動向ということで、やはり資源化が一つの基本方針が出てございます。一つの見本といたしましては、組合議員の皆様には視察していただきましたが、埼玉県彩の国資源循環工場、あれが実は埼玉県が主導的に、いわゆる県の環境整備センターということで、県が対地元、全面的に表へ出て、責任を持って、あと民間企業誘致をされていると。そういうものがベストではないかということで考えておりますし、また、今、

静岡県の方にも要望をしている最中でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺恭男議員） 石井通春議員、よろしいですか。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 費用は1,600万円上がるという。それほど上がらないなどちょっと感じる。その辺は後でまた聞きたいと思います。

もう1点だけなんですけど、最初の御答弁では、組合独自の最終処分場ということで、検討開始ということがありまして、私もヤマゼンを見に行きまして、非常にいいところだなと、かなり機能的にやっているところだなというふうに感じました。ただ、あそこは県がやっているものですから、あれぐらいの広大な土地があればこそできるものじゃないかなと。それから、大量の、ある程度の焼却灰の量がないとできない、難しいんじゃないかなというふうに感じたわけなんですけれども、そういった県単位のかかわり方、組合独自の検討を開始されるというふうに言われましたが、県単位のかかわりというのも私は必要だというふうに思いますけれども、その辺を含めた検討状況について最後にお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺恭男議員） 答弁を求めます。

○事務局長（梶原重光） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 事務局長。

○事務局長（梶原重光） 先ほど管理者の方にも御答弁させていただきましたが、今後、大きな災害があった場合、新聞でも出ておりますが、県有地をいわゆる瓦れきの集積場というような検討に入っておりますが、あれも地元の市町と御相談なく、いきなりということでございますが、必ず災害はいつか来るということで、大規模な集積場、または処理した後の灰の処分、そういうものも、これは当然、単独の市町ではとてもできないことでございますので、そういう意味で、静岡県が国にも働きかけをして、みずからリーダーシップをとってやっていくべきかということで考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺恭男議員） 以上で、上程議案2件の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議案について討論のある方は通告願います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時20分

○議長（渡辺恭男議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、上程議案2件に対する討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

最初に、原案に反対の1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（渡辺恭男議員） 1番、石井通春議員。

（登壇）

○1番（石井通春議員） 私は、ただいま議題になっております平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定に反対の理由を申し上げます。

平成23年度当初、私ども共産党議員団が予算案に反対した一番大きな理由は、志広組は10年以上にわたって、ごみ処理問題で長い混迷から抜け出せないでいる、このことでありました。

私ども議員団が、圏域の全市民に向かって、どういうごみ処理施設をつくるのかを明らかにすべきだと何回ただしても、答えは出てきませんでした。この間に、焼却灰等、残滓の処分が自前でできないために、遠く秋田県など県外で処理した処分費の総額が30億円をはるかに超えたことも重大だと指摘してまいりました。

新ごみ焼却場の候補地とされた仮宿地区が最適地であるのかどうかという戦略的アセスメントもやられないために、圏域の全市民に説明が一切されない状態で事態が進んできました。仮宿の市民の皆さんを初めといたしまして、交通渋滞を危ぶむ圏域の声にも答えが出せませんでした。

焼津市は、運搬距離が3倍になることで、運搬車両を何台ふやさなければならないか、作業員を何人ふやさなければならないか、運搬の経費はどれだけふえるのか。藤枝市分も、距離が長くなることでランニングコストがどうかさむのか。これらのことは市民の間で広く心配されていましたが、私どもが何回ただしても、答えが返ってこなかったわけであります。

そうして、管理者2年交代制にあわせて幹部職員の交代が繰り返されるもとの、ここ10年以上にわたって新しい仕事が全く進まないという事態に陥ったことも事実であり

ます。

私たちの問題提起に対して、少なくとも23年度まではゼロ回答が続いてきたと前任者が言っておりましたが、以上のことが、私どもが予算及び決算に厳しい態度をとってきた理由であります。しかし、最近において前向きの変化が出てきていることも事実として受けとめております。

以上申し上げて、討論といたします。

○議長（渡辺恭男議員） 次に、原案に賛成の3番、石田善秋議員。

○3番（石田善秋議員） 議長、3番、石田。

○議長（渡辺恭男議員） 3番、石田善秋議員。

（登壇）

○3番（石田善秋議員） 私は、ただいま上程されております2議案、全議案に賛成する立場から、特に通告いたしました認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

平成23年度の一般会計における歳入については、容器包装プラスチックの分別状況の向上により、再商品化合理化拠出金が増加しております。また、ごみ処理手数料や物品売払収入といった自主財源の確保に取り組まれ、二市分担金が組合の主な財源であることを踏まえ、分担金の削減に努めたことは評価できるものであります。

歳出につきましては、清掃工場を初めとする住民生活に密着した生活環境施設の運営管理において、安全で安定した稼働に努めております。

このような中、新たに大井川環境管理センターでは、施設運営管理業務において指名競争入札による長期継続契約を行うなど、経費節減に取り組まれていることがうかがえます。

クリーンセンター整備に向けては、測量等土地利用調査業務を実施し、施設配置計画案を作成して、関係者への報告など事業の進展に努めております。

また、ごみ処理の計画目標値、計画実現へのごみ減量施策及び適切で安定的に生活排水処理を行う将来計画量などを定めた一般廃棄物処理基本計画を2市とともに策定され、さらなるごみ減量に取り組まれております。

新斎場整備においては、地元及び焼津市とともに斎場施設更新計画対策協議会を設立し、測量及び環境影響評価の結果報告など、整備に向けての協議もされております。

こうした中、増加する火葬件数に対応するため、一日最大火葬件数を平成23年12月

1日より12件から14件に変更し、安定した運営に努められていることがうかがえます。

さらに、消防広域化に向け、高機能通信指令装置の導入に係る実施設計業務や、地域の広域振興事業として、文化・スポーツ施設等相互利用推進事業など、新たな事業推進を図られたことは評価できるものであります。

組合事業は、2市の住民にとって欠くことのできない多くの事業を実施しており、その収入の根幹は2市の分担金で賄われております。2市の厳しい財政状況を踏まえ、常に経費節減に心がけ、なお一層、効率的、効果的な事業執行を要望し、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました認第1号につきまして賛成討論をいたしましたが、議員各位の御賛同をいただき、上程されております2議案、全議案に対しまして賛成をお願い申し上げます。

○議長（渡辺恭男議員） 以上で、上程議案2件の討論を終わります。

これから、上程議案2件の採決を行います。

初めに、認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡辺恭男議員） 起立多数です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡辺恭男議員） 起立総数です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成24年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 渡 辺 恭 男

会議録署名議員 白 井 郁 夫

会議録署名議員 水 野 明

付 録

平成24年10月組合議会定例会一般質問者及び質問要旨

(発言順) 1

議員 氏名	発言要旨	答弁を 求める者
<p>(6)</p> <p>池谷 潔 議員</p>	<p>「質問」</p> <p>1 中部看護専門学校の看護師養成定員について</p> <p>(1) 構成する3病院の看護師の充足状況と採用状況について</p> <p>(2) 中部看護専門学校の卒業生の就職先(3年間)の状況について</p> <p>(3) 第24期生の学生募集と学生確保への取り組みについて</p> <p>(4) 近隣市町における看護師養成について、どのように判断なされているか。</p> <p>(5) 将来的に定員を拡充する考えについて</p>	<p>管理者</p>

(発言順) 2

議員 氏名	発言要旨	答弁を 求める者
<p>(14)</p> <p>片野 伸男 議員</p>	<p>「質問」</p> <p>1 計画中のクリーンセンターについて</p> <p>(1) 災害時におけるガレキ処理を考えると両市にクリーンセンターが一箇所ずつ必要であると思うがどうか。</p>	<p>管理者</p>

議員 氏名	発言要旨	答弁を 求める者
(1) 石井通春 議員	<p>「質問」</p> <p>1 新クリーンセンターの環境アセスメントについて</p> <p>新清掃工場の建設は、両市にとって喫緊の課題であるが、事業者は事業が及ぼす環境への影響について科学的に予測し、それに基づいた公衆との幅広い情報交流による説明責任を果たさなければならない。</p> <p>環境影響評価（以下、環境アセス）は、環境配慮のあり方に客観性や信頼を与えるための取り組みと言えるが、残念ながらこの点において日本は極めて後進国であり、原発立地を推進したい電力業界の強い抵抗で制度化ができなかった経緯がある。個々の自治体の努力等によって1997年によりやく法整備を行ったが、これは先進諸国の中で最も遅いものであった。</p> <p>一方で、環境アセスは結果がすでに決まっいて、それを合わせるだけの“アセスメントならぬアセスメント”と批判されることもある。住民運動では環境アセスの実施が事業にお墨付きを与えるものだとして実施そのものに反対する事も多くある。</p> <p>これは日本の環境アセスの主流が、事業実施直前の段階でやる「事業アセスメント」であるからで、もうその時は事業内容がほぼ決まっているのでアセスをやっても環境影響に対する措置が極めて限定されるものになるからである。</p> <p>新清掃工場建設にあたって、私はこの「事業アセス」ではなく、立地や基本政策といった初歩的な計画段階から行う「戦略的アセス」を実施すべきだと考える。（2011年4月に環境影響評価法が改正され、戦略アセスの要素が不十分ではあるが取り入れられた）そうした中、本組合では過去にどのような対応が取られてきたか、今後どのような対応を取っていくべきか考えを伺うものである。</p> <p>(1) 環境アセス制度について、どういう基本的認識を持っているか。</p> <p>(2) クリーンセンター建設について当然環境アセスをやるべきだと考えるが、その認識はもっているか。また、やるとすれば戦略的アセスを行うべきだと考えるが認識を伺う。</p> <p>(3) 2011年に改正された環境影響評価法では、事業の位置、規模等の検討段階における戦略的アセスが想定され2013年から適用される事になっている。ただ計画や政策段階での適用がまだ想定されていないことや対象事業が限定されるなど“一歩前進”の域を出ていない。</p>	管理者

	<p>仮宿については特に市民との合意形成が大事であるから、こうした法の限界にとらわれずに組合として工夫したアセスを行うべきだと考えるが認識を伺う。</p> <p>(4) 仮宿を候補地とした際に、どういう基準で選んだか。事業の位置の段階から対象となる「戦略的アセス」の要素を取り入れた選定を行うべきであったと考えるが、それについてどのように認識しているか。</p>	
--	---	--

志太広域事務組合議会

平成24年10月定例会議案質疑者及び質疑要旨

(発言順) 1

議員 氏名	発言要旨	答弁を 求める者
<p>(1) 石 井 通 春 議員</p>	<p>「質疑」 1 認第1号 平成23年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について ごみ処理費 (1) 焼却灰の処理の現状と今後の動向について (2) 志広組独自の最終処分場の確保について</p>	<p>局長</p>